

新設又は変更のいずれかを線で消してください。

短縮申請をしない場合は消してください。

様式B

特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(一般用)

令和 年 月 日

福山市長様

届出者
名稱：
住所：
代表者：代理人
名稱：
住所：
代表者：担当者
所屬
連絡先()
名前今回の届出に
該当する法律
条項以外は線
で消してください。実務担当者(質疑応
答のできる人)を記
載してください。

工場立地法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。)附則第3条第1項)の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置場所	〒			
2	特定工場における製品(加工修理業に属するものにあっては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあっては特定工場の種類)				
3	特定工場の敷地面積	変更前	m ²	変更後	m ²
4	特定工場の建築面積	変更前	m ²	変更後	m ²
5	特定工場における生産施設の面積			別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置			別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置			別紙3のとおり	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用			別紙4のとおり	
9	特定工場の新設(変更)のための工事の開始の予定日		造成工事等	年	月
			施設の設置工事	年	月
※整理番号		※備			
※受理年月日					
※審査結果	※印欄は記載しないでください。			考	

工場で製造
加工を行う
全ての製品
名及び日本
標準産業分
類の細分類
(4ケタ)
番号を記載
してください。

集合地特例の適用の場合以外は
必要ありません。特例団地に立地する以外は必要ありま
せん。小数点以下は切り捨て、1の位まで記載して
ください。また新設の場合は変更後の欄に記
載してください。(以下同じ。)県名から番地まで及び工場名を記載してく
ださい。なお、受理通知書を届出者宛ではなく設
置場所に送付希望の場合はその旨記載してく
ださい。

埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設・緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては、施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。工事の開始とは次のような各種工事ごとにそれぞれ連続して行われる作業のうち最初の作業を始めることです。

- ① 埋立工事の開始は、シートパイルの打ち込み、海底の地盤改良、ケーソンの沈設、土砂等の投入の各作業のうちいずれか早いものを始めること。
- ② 造成工事の開始は、土地の堀削、土盛、地ならしの各作業のうちいずれか早いものを始めること。
- ③ 生産施設もしくは、生産施設以外の施設の設置工事の開始は、当該施設の建設のための基礎打ち作業を始めること。
- ④ 生産施設以外の既存の施設が用途変更により生産施設となる場合の工事開始は、用途変更により、新たに必要とされる機械、設備、建築物等の新設、改造又は移動の作業を始めること。
- ⑤ 敷地面積の変更を行う日とは移転登記の日です。

生産施設の名称は、下記のような単位でその名称を記載してください。

- ① 高炉による一貫製鉄工場にあっては、製鉄施設（高炉）、製鋼施設（転炉）、熱間圧延施設、冷間圧延施設、製管施設等をそれぞれ一つの単位。
- ② ナフサから一貫して誘導品を製造する石油化学工場にあっては、エチレン製造装置、芳香族抽出装置、ポリエチレン製造装置等をそれぞれ一つの単位。
- ③ パルプ、紙製造工場にあっては、碎木施設、蒸解施設、薬品回収施設、抄紙施設等をそれぞれ一つの単位。
- ④ 生産工程が工場建屋単位で独立している機械工場等の場合は、それぞれの工場建屋を一つの単位として取り扱う。

施設番号は、セー1からはじまる一連の番号を記載してください。
ただし法第8条第1項の変更届の場合は、その変更に係る施設に対応する変更前の番号がない時は届出済の連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載してください。
なお、変更が生じない生産施設もすべて記載してください。

面積は、施設番号ごとに記載してください。求積表は不要です。

[記載例]

1. 石油化学工場の場合

生産施設の名称	施設番号
エチレン製造装置	セー1
分 解 炉	セー1-1
急 速 冷 凍 装 置	セー1-2
圧 縮 機	セー1-3
精 製 装 置	セー1-4
配 管	セー1-5
ポロエチレン装置	セー2
圧 縮 機	セー2-1
重 合 装 置	セー2-2
分 上 装 置	セー2-3
配 管	セー2-4
	セー2-5

2. セメント工場の場合

生産施設の名称	施設番号
原 料 粉 末 室	セー1
ス ラ リ 一 タ ン ク	セー2
粘 土 ド ラ イ ャ ー	セー3

別紙1

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (m ²)		増減面積 (m ²)
		変更前	変更後	
生産施設の面積の合計				

増減面積は、変更が増設の場合は、増加面積を表す正の数字を、面積の減少（廃棄等）の場合は、減少面積を表す負の数字を記載してください。

また、面積の減少と増加を同時にを行う（スクラップアンドビルド）場合は減少面積を表す負の数字と増加面積を表す正の数字の両方を記載してください。

用紙の大きさはA4。

[記載例]

面積 (m ²)		増減面積 (m ²)
変更前	変更後	
1,000	1,500	+ 500
0	1,500	+1,500
1,000	500	△ 500
500	0	△ 500
1,000	1,500	△ 500 +1,000
3,500	5,000	△1,500 +3,000

- ← 1. 1,000 m²の生産施設を 500 m²増設する場合の例
- ← 2. 新たな生産施設を 1,500 m²増設する場合の例
- ← 3. 1,000 m²の生産施設を 500 m²廃棄する場合の例
- ← 4. 500 m²の生産施設をすべて撤去する場合の例
- ← 5. 500 m²のスクラップとともに、同一の生産施設を 1,000 m²ビルドする場合の例
- ← 6. 計欄は増減をそれぞれ記載してください。

兼業

生産施設面積律 (γ) 又は計算係数 (α) が異なる生産施設がある場合（兼業）は、増減面積欄の右に備考欄を設け、生産施設毎に、届け出る製品名に対応する細分類番号を記載してください。

緑地の名称は、緑地の種類と設置場所が分かるように区画ごとに具体的に記載してください。
緑地の種類には、高木・低木・地被植物の別を記載してください。高木と低木が同一区画にある場合、上段に高木、下段に低木とし、それぞれ記載してください。なお、樹種は高木であっても、生垣等に低く刈り込んで使用する場合は低木となります。
設置場所とは、工場敷地の東側周辺部、事務所前、球型タンク前、用役エリア周り等です。

面積は施設番号ごとに記載してください。なお、立地法に該当する緑地は10m²を超える緑地となっていますので、10m²では該当しませんから注意してください。また花壇の場合は、10m²を超える面積を草花で被っていれば緑地に該当します。
記載方法は生産施設に準じてください。
なお、変更が生じないものもすべて記載してください。

施設番号は、緑地については「リー1」、緑地以外の環境施設については「カー1」とし、それぞれ1から始まる一連番号を記載してください。

用紙の大きさはA4。

別紙2 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1. 緑地及び環境施設の面積

緑地の名称(重複緑地を除く)	施設番号	面 積 (m ²)		増減面積 (m ²)
		変更前	変更後	
リー	リー			
緑地面積の合計(重複緑地を除く)				
重複緑地の名称	施設番号	面 積 (m ²)	増減面積 (m ²)	
重複緑地面積の合計				
緑 地 面 積 の 合 計				

増減面積の記載方法は生産施設に準じてください。

重複緑地とは、
①環境施設以外の施設と重複する緑地
②太陽光パネルと重複する緑地
③建築物等の屋上及び壁面等に設置する緑地です。
なお、重複緑地については、必要緑地の25%を超えるものについては緑地面積に算入することができません。

緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面 積 (m ²)	増減面積 (m ²)
カー	カー		
緑地以外の環境施設の面積の合計			
環境施設の面積の合計			

この名称は、池、噴水、野球場、テニスコート等、具体的に記載してください。

上段に記載した施設の面積の合計を記載してください。

2. 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	m ²
配置について勘査した周辺地域の土地利用の状況等との関係	

この番号は、当該工場の敷地周辺部に配置する環境施設(緑地及び緑地以外の環境施設)の施設番号を記載してください。

この場合の敷地周辺部とは敷地の境界線から対面する境界線までの距離の5分の1程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線との間に形成される部分です。

[例 敷地周辺部 (図示部分)]



この関係は、環境施設の配置と工場の周辺の地域の住宅、学校、病院等の施設の設置の状況、海、河川、山等の存在、その他の土地の利用状況との関係を簡単に説明してください。

下記書類は、特例団地に立地する場合にのみ必要です。

用紙の大きさはA4。

別紙3

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工 業 団 地 の 名 称				
工 業 団 地 の 所 在 地				
工 業 団 地 の 面 積	m ²			
工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計	Sa m ²			
工業団地共通施設の面積の合計	Co m ²			
うち 緑 地	面 積	Gc m ²		
緑地以外の環境施設	面 積	Ec m ²	種類	
その他の共通施設	面 積	m ²	種類	
その他の施設	面 積	m ²	種類	
工業団地の環境施設の配置に関する概略図その他の説明				

備考 その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。

(参考)

①敷地面積

当該工場等の敷地面積 + 規則第7条に規定する工業団地共通施設の面積

$$\times \frac{\text{当該工場等の敷地面積}}{\text{工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計}}$$

②緑地の面積

当該工場等の緑地の面積 + 規則第7条に規定する工業団地共通施設のうち緑地の面積

$$\times \frac{\text{当該工場等の敷地面積}}{\text{工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計}}$$

③環境施設の面積

当該工場等の環境施設の面積 + 規則第7条に規定する工業団地共通施設のうち環境施設の面積

$$\times \frac{\text{当該工場等の敷地面積}}{\text{工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計}}$$

下記書類は、集合地特例が適用される場合にのみ必要です。

用紙の大きさはA4。

別紙4 隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

隣接緑地等の名称			
隣接緑地等の所在地			
隣接緑地等の面積の合計	m ²		
うち緑地面積	面積	m ²	
うち緑地以外の環境施設面積	面積	m ²	種類
事業者の負担する総額	設置費用	円	
	維持管理費用	円	
うち届出者の負担費用	設置費用	円	
	維持管理費用	円	
隣接緑地等の配置に関する概略図その他の説明			

- 備考 1 「事業者の負担する総額」の欄には、隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。
- 2 「うち届出者の負担費用」の欄には、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

1	生産開始の日						年月日	今回の変更に係る生産施設等の生産開始日を記載してください。	
2	主要製品別生産能力及び生産数量 (単位: /)								
	製品名	生産能力		生産数量		変更前	変更後		
		変更前	変更後	変更前	変更後				
3	水源別工業用水使用量 計 (単位: m ³ /日)						その他に該当する場合は具体的に説明してください。 循環水も回収水となりますので含めてください。		
	水源別	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他		回収水	海水
	変更前								
	変更後								
4	電力の使用量 計 (単位: KWH/日)						その他に該当する場合は具体的に説明してください。		
		買電による電力使用量			自家発電による電力使用量				
	変更前								
変更後									
5	従業員数 計 (単位: 人)						職員とは事務等に従事している人、工員とは直接生産に従事している人と解してください。なお従業員数は、別会社の従業員、パート等でも工場内で日常的に働いている人は含めてください。		
	変更前	職員		工員		計			
	変更後	"		"		"			

備考 1 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載してください。(例

トン/日, m³/月等)

2 事業概要説明書の用紙の大きさは、日本工業規格A4を用いてください。

用紙の大きさはA4。

様式例第4

特定工場の新設等のための工事の日程

年月 工事の種類	工事の日程							
	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月
造成（埋立）工事								
生産施設の設置工事								
施設の名称	施設番号			6/1 稼働				
		4/10	5/31					
緑地・環境施設の設置工事								
施設の名称	施設番号							
その他の主要施設の設置工事								

工事期間中の年月日を記載してください。

日程欄は工事の種類ごとに↔印で表してください。
工事の開始と終了の日を付記するとともに、生産施設の工事であれば、その運転開始の日も明記してください。（例示参照）
また既存施設を廃業する場合には、その施設の廃業工事の日程も記載してください。

施設の名称及び番号については、今回の変更施設について、すべてを記載するとともに、別紙1～2に記載した名称及び施設番号を記載してください。

様式例第2

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図



用紙の大きさはA4。

- 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは個々に記入して下さい。
- その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位地、形状を明示するとともに、それらの名称を付記して下さい。
- 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、下表に指定する淡い色彩でそれらの位地、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙1～3に記載した施設番号を付記して下さい。

施 設 の 名 称	色 彩
生 生 産 施 設	青
緑 地 以 外 の 環 境 施 設	緑 黄

- 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示して下さい。
- 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場等にあっては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場等にあっては千分の一ないし二千分の一、500ha以上の工場等にあっては二千分の一ないし三千分の一程度として下さい。
- 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規模及びその周知方法を記載した書類を添付して下さい。

配置図を作成するに当って、備考と、下記の点に留意して作成してください。

- 別紙1枚の図面で、それぞれの施設を記載してください。
- 備考4に記載してある変更前、変更後の比較対象は、次のような記載方法を用いてください。

(例)

= 既存生産施設

= 増設生産施設

= 撤去(廃止)生産施設

・敷地境界線を指定された3色以外の色で明示してください。

様式例第3

特定工場用地利用状況説明書

届出書に記載した面積と同数字になります。

特定工場敷地面積	m ²	うち自己所有地	m ²
都市計画法上の区域区分 (*右記の該当項目を○で囲んで下さい。)			
①工業専用地域	②工業地域	③準工業地域	
④住居系地域	⑤商業系地域	⑥市街化調整区域	
⑦未線引都市計画区域	⑧都市計画区域外	⑨都市計画なし	

現在所有している土地及び、今回用地を取得する場合は、その土地も含みます。
借地等は除外してください。

特定工場用地利用状況説明図	特定工場の用に供する土地の説明
縮尺 1 /	

工場周辺の状況を、東・西・南・北に別けて、住宅地、工場用地、山林等、具体的に記載してください。

用紙の大きさはA4。

- 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有地となることが確実である土地を含みます。
- 都市計画法上の用途地域を記入して下さい。
- 特定工場の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入して下さい。
- 特定工場用地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺2km程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林・農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工業用地等の土地の利用状況を明示して下さい。

新設又は変更のい
ずれかを線で消し
てください。

特定工場新設(変更)届出概要

→ 1-1 新設・変更の目的、理由

用紙の大きさはA4。

→ 1-2 新設・変更の内容

2 設備投資額

3 期間短縮の理由

4 生産施設の概要

変更のないもの
も全て記載して
ください。

生産施設の概要	施設番号	生産施設の面積(m ²)	製品名	業種の分類(分類番号)	生産施設面積の敷地面積に対する割合(γ)	既存生産施設用敷地計算係数(α)

委任状は、代理人が届け出る場合にのみ必要です。

用紙の大きさはA4。

委任状

私は、広島県福山市〇〇町〇〇番地における〇〇〇〇株式会社〇〇工場 工場長〇〇〇〇（〇〇建築事務所 代表取締役〇〇〇〇）を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

工場立地法に基づく届出に関する一切の権限

令和 年 月 日

〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

一度委任状を届出後、委任者、受任者のどちらにも変更がない場合は、新たに委任状を作成する必要はありません。次回からの届出の際は、写しを添付してください。